告示

○中央選挙管理会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
みんなの党	東京都世田谷区新町三―一六―六ＭＥＳＨ二〇一号室	田中　茂

○法務省告示第百四十三号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月三十一日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字中之条六百八十七番地

石川照太郎

○外務省告示第九十六号

平成二十六年三月十二日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　卜部敏直在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十七号

平成二十六年三月十二日にサントドミンゴで、ドミニカ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　竹谷祐二在ドミニカ共和国臨時代理大使

ドミニカ共和国側　ホセ・マヌエル・トゥルジョールス外務次官

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十八号

平成二十六年三月十二日にベオグラードで、セルビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセルビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　黒木雅文在セルビア大使

セルビア側　イバン・ムルキッチ外務大臣

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第九十九号

平成二十六年三月十二日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「女性に対する暴力撤廃のための警察及び司法関係者能力向上計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　女性に対する暴力撤廃のための警察及び司法関係者能力向上計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億三千二百万円

3　署名者

日　本　側　前田未央在アフガニスタン大使館参事官

国際連合人口基金側　ウィルフレッド・オチャン在アフガニスタン事務所副代表

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百号

平成二十六年三月十二日にローマで、カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百一号

平成二十六年三月十二日にローマで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二号

平成二十六年三月十二日にローマで、スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億六千万円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百三号

平成二十六年三月十二日にローマで、ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　河野雅治在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十六年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第九十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。